

18川情個第40号
平成18年7月18日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成16年5月19日付け、16川教庶第159号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が一部承諾処分を行った公文書のうち、「生徒災害事故発生報告書」については、発生日・曜日・時刻、発生場所、被災者の性別及び学年、学校名、学校長名、学校印の印影、事故の発生状況欄の「認識」欄における日にちを、そして被災者の保護者の「認識」を、個人名、イニシャル、病院名等を除いて公開すべきである。

学校名(異動先の学校名は除く。)、学校側関係者の職名、そして担当教科と担当学年は、すべて開示すべきである。

処分書関係文書において、学校側関係者の職名は開示されているが、教育委員会関係者の職名も開示すべきである。また、処分内容についても、開示されている箇所と開示されていない箇所があるが、すべて開示すべきである。

「教育委員会平成13年3月26日臨時会会議録」については、「議案第73号」の担当教科及び担当学年を公開すべきである。「『熱中症』研修講話のお知らせ及び資料」、「平成13年度健康教育講演会」及び「平成15年度心肺蘇生法の実習について」における講師の氏名等は、開示すべきである。[個々の開示すべき情報については、別表のとおり]

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成16年3月2日、異議申立人は川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、請求に係る公文書の内容を次のとおりとする公文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

ア 川崎市立中原中学校の部活動中の死亡事故に関し、当該中学校での部活動及び学校内外での児童生徒の安全に係る対策・指導を記録した文書のすべて(例示 事故報告書・職員会議録・学年会議録・顧問会議録・保護者説明会・指導主事を含めた教育委員会との会議録・メモ及び校長会・教頭会からの文書などを含めた本件事故発生から現在に至るまでの文書のすべてを含む。)

イ 上記アに関連する教育委員会の学校教育指導課、教職員課での対策・措置に関するすべての文書及び職員研修センターでの研修に関するすべての文書を含む

(2) これに対し、実施機関は本件請求に係る対象文書(以下「対象文書」という。)の種類及び量が多いことなどから、対象文書の特定及び諾否の決定に相当の日数を必要とするため、条例第12条第2項の規定に基づき、平成16年3月26日までに諾否の決定をすることとする諾否の決定期間の延長を行い、同月16日付けで、その旨を不服申立人に通知した。

(3) その後、実施機関は、対象文書を特定し、対象文書中特定の個人を識別できる情報や人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報については、それぞれ条例第8条第1号又は同条第4号エに該当するものとして、不開示とし、それらの情報を除いた部分を開示する部分開示処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(4) 異議申立人は、本件処分に対し、平成16年4月27日付けで、その趣旨を「開示することができない部分のすべて(住所・氏名を除く。)を開示せよ。」とする異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。(当審査会諮問第129号)

3 異議申立人の主張要旨

平成17年7月13日付け意見書、同年12月20日実施した意見陳述及び平成18年1月12日付け追加意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、処分理由説明書において対象文書中の学校名、校長の氏名及び学校印(以下「学校名等」という。)について被災者を容易に識別することが可能になるおそれがあるので不開示としたと主張しているが、以前に実施機関に出された異議申立てに対する決定で、実施機関は当審査会の答申に基づき学校名等を不開示から開示とする処分に改めている経緯があることから、本件においても学校名等は開示すべきである。
- (2) 被災者の氏名、性別、学年、組、保護者名、事故発生当時の日時、曜日、場所及び発生以降の日にちについては、開示することによって被災者が識別されるか、又は、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがある情報なので不開示としたと実施機関は主張しているが、被災者の氏名以外の情報は、それらを開示することによって被災者が識別されるおそれはないものと考えるので開示すべきである。
- (3) 「被災者の保護者の認識」が記載された部分は、被災者以外の第三者に関する情報であり、開示することによって被災者を容易に識別することができるおそれがあるとともに、当該第三者の権利利益を害するおそれがあるので不開示としたと実施機関は主張しているが、この部分は当該第三者に確認した上で開示すべきである。
- (4) 事故報告書は、被災者の保護者から非公開を前提とした事情聴取によって得られた証言等をもとに作成されているもので、仮に開示を前提に聴取した場合には今後の同様な調査において関係者の率直な認識が聴取できなくなるおそれがあり、その結果適正な報告書が作成できなくなるおそれがある。そして、このことは同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことにつながると実施機関は主張しているが、この主張は情報公開制度の目的である市民等の行政参加を妨げるものであり、報告書の内容を開示しても報告書の作成について実施機関が主張するような支障を及ぼすことはない。
- (5) 被災者が入院した病院名は開示しても特定の個人が識別されることはない。
- (6) 「臨時職員会議会議録(H12.8.28付け)」、「保護者への通知文(H12.9.1付け)」、「救急法学年取り組み等資料(H12.10.21他)」、「『熱中症』研修講話のお知らせ及び資料(H13.5.9他)」、「平成13年度健康教育講演会(H13.7.5)」、「ほけんだより(H13.7.12及び7.19発行)」、「平成15年度心肺蘇生法の実習について(H15.6.18発行)及び資料」及び「ほけんだより(H15.6.26発行)」中の生徒の氏名については、個人名が開示されることによって当該個人の権利利益がどのように侵害されるおそれがあるのかを具体的に検討した上で諾否の決定をすべきであるが、実施機関の不開示理由は具体的でなく、不十分である。

- (7) 「職員の処分手続について(伺い)」に添付されている「処分事由説明書」中の被処分者の氏名及び所属(川崎市立及び校種を除く。) 処分理由欄の1行目から8行目までの非違行為の内容に関する部分は、被処分者や非違行為に係る関係生徒・職員個人が識別され得るものであるとともに、非違行為に対する任命権者の具体的な評価・判断部分を開示することになると、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断したと実施機関は主張しているが、この主張は具体的支障のおそれを挙げていない抽象的なものであり、この程度の不開示理由は情報公開条例の目的に照らして公開の原則と比較すれば不開示事由とならないことは明白である。透明な行政を拒否する姿勢の思いつき判断は、条例制定目的に反するものであり、情報公開制度を崩壊させる実施機関の姿勢はあるまじき行為である。また、学校における犯罪行為とその措置について生徒の安全を確保する視点から見ると、学校と生徒の縦の関係の事情の判断は一面的であり、学校・生徒・地域を含めた横の関係から安全性を確保する教育環境の整備が必要であり、生徒自身が犯罪行為とそれからの安全性確保を社会関係の中で学ぶことが教育の場において不可欠である。最近の学校をめぐる犯罪から身を守るには生徒自身の主体性が求められている側面からみても、不開示は犯罪行為を縦の関係に隠すことになり、社会の要請に反する姿勢でもあるのである。
- (8) 実施機関の処分理由説明は、正式なものではなく、権限のない職員があたかも正当な手続を経て、協議の上作成された教育委員会の結論であるかに装った偽の処分理由説明であり、権限なき職員の単なる創作文にすぎない。

4 実施機関の主張要旨

平成17年6月29日付け処分理由説明書、同年10月18日実施の処分理由説明聴取及び同年11月9日付け資料によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 上記2(1)アに係る対象文書について

ア 「事故報告書」中の不開示部分の理由について

学校名、校長の氏名、学校印は、新聞報道等によって何らかの予備的な情報を持ちうる立場にある者が開示請求をした場合に、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがあること。

被災者の氏名、性別、学年、組、保護者名は、被災者の情報そのもので、被災者が識別されるものであること。

事故発生当時の日時、曜日、場所、発生以降の日には、被災者に関する情報であるとともに、新聞報道等によって何らかの予備的な知識を持ちうる立場にある者が開示請求をした場合に、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがあること。

「被災者の保護者の認識」が記載された部分は、被災者以外の第三者が認識を述べた第三者に関する情報であり、公にすることによって被災者を容易に識別することができるとともに、当該第三者の権利利益を害するおそれがあること。また、当該文書は被災者の保護者から非公開を前提とした事情聴取によって得られた証言等をもと

に作成されており、仮に開示した場合には被聴取者との信頼関係が失われることになり、開示を前提に聴取した場合、今後の同様な調査において関係者の率直な認識が聴取できなくなるおそれがあり、その結果、適正な報告書が作成されず正確な事実の把握が困難となることから、同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

被災者が入院した病院名は、被災者個人に関する情報であり、新聞報道等によって何らかの予備的な情報を持ちうる立場にある者が開示請求をした場合に、容易に被災者を識別することが可能になるおそれがあること。

事故の内容や被災者の状況を推測できる記載部分は、心身（疾病、負傷等）に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある、と同時に、教師の職務遂行に係る情報内の当該部分についても同様であること。

教師の氏名は、新聞報道等によって何らかの予備的な知識を持ちうる立場にある者が開示請求をした場合に、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがあること、と判断したものである。

- イ 「臨時職員会議会議録（H12.8.28 付け）」、「保護者への通知文（H12.9.1 付け）」、「救急法学年取り組み等資料（H12.10.21 他）」、「『熱中症』研修講話のお知らせ及び資料（H13.5.9 他）」、「平成13年度健康教育講演会（H13.7.5）」、「ほけんだより（H13.7.12 及び7.19 発行）」、「平成15年度心肺蘇生法の実習について（H15.6.18 発行）」及び資料」及び「ほけんだより（H15.6.26 発行）」中の不開示部分の理由について

これらの対象文書中学校名及び校長名は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることになり、個人のプライバシーに属する情報が明らかになる情報及び個人の権利利益を害するおそれがある情報であること。

生徒の名前、講師名及び指導員名は、個人の情報そのものであり特定の個人が識別できる情報であること、と判断したものである。

(2) 上記2(1)イに係る対象文書について

- ア 「教育委員会平成13年3月26日臨時会会議録及び添付資料」中の不開示部分の理由について

会議録に記載された「議案第73号人事について」の発言記録における、被処分者の担当教科・学年及び勤続年数は、被処分者個人が識別され得るものであること。

添付資料「報告事項 No.1」中、被処分者の学校名（校種を除く。）、氏名、「事故等の概要」欄の内容部分は、被処分者個人が識別され得るものであり、非違行為に対する任命権者の具体的な評価・判断が記載された情報であるとともに、人事管理に係る事務に関するもので、公にすると公正かつ円滑な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあること。

添付資料「議案第73号」中、被処分者の所属（校種及び職名を除く。）及び氏名は、被処分者個人が識別され得るものである、と判断したものである。

- イ 「研修会資料（H12.8.31）」中の不開示部分の理由について

学校名（校種を除く。）は、他の情報と照合することにより、被災者が識別できると

判断したこと。

ウ 「職員の処分について（伺い）」中の不開示部分の理由について

回議書の別紙（案）中の被処分者の学校名（校種を除く。）及び氏名並びに別紙「懲戒処分書」中の被処分者の所属（「川崎市立」及び校種を除く。）及び氏名は、被処分者個人が識別され得るものであること。

「処分事由説明書」中の被処分者の氏名及び所属（「川崎市立」及び校種を除く。）処分理由欄の１行目から８行目までの非違行為の内容に関する部分並びに別紙「注意書」中の被処分者の所属（「川崎市立」及び校種を除く。）氏名及び１行目から８行目までの非違行為の内容に関する部分は、被処分者や非違行為に係る関係生徒個人が識別され得るものであり、非違行為に対する任命権者の具体的な評価・判断が記載された部分は、公にすると、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と判断したものである。

エ 「職員の処分手続について（伺い）」中の不開示部分の理由について

回議書の別紙（案）中の被処分者の学校名（校種を除く。）及び氏名、「懲戒処分書」中の被処分者の所属（「川崎市立」及び校種を除く。）及び氏名並びに教育委員会議案「人事について」中の被処分者の所属（校種及び職名を除く。）及び氏名は、被処分者個人が識別され得るものであること。

「処分事由説明書」中の被処分者の氏名及び所属（「川崎市立」及び校種を除く。）並びに処分理由欄の１行目から８行目までの非違行為の内容に関する部分は、被処分者や非違行為に係る関係生徒・職員個人が識別され得るものであるとともに、非違行為に対する任命権者の具体的な評価・判断が記載された部分を公にすることとなると、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と判断したものである。

オ 「事情聴取調書」中の不開示部分の理由について

件名中の被処分者の学校名（「川崎市立」及び校種を除く。）並びに被聴取者及び事情聴取書確認者の学校名（「川崎市立」及び校種を除く。）及び氏名は、被処分者や非違行為に係る関係生徒・保護者・職員などの個人が識別され得るものであること。

事情聴取内容の別紙の聴取記録（「８ 事情聴取内容」及び見出し中の職名を除く。）は、被処分者や非違行為に係る関係生徒・保護者・職員などの個人が識別され得るものであるとともに、非違行為に関する被処分者の弁明や心境など、事情聴取における被処分者との質疑応答等の内容がほぼそのまま記載された聴取記録を公にすることとなると、被処分者によっては事実をありのまま述べることに消極的になる場合も生じ、その結果、任命権者が処分内容を決定するに当たって必要とする情報が十分に得られなくなり、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な教職員人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と判断したものである。

カ 「市立学校教職員服務審査会議」中の不開示部分の理由について

審議議題中の被処分者の学校名（校種を除く。）及び審議概要中の審議記録（「(1)」及び「(2)」の見出しを除く。）は、被処分者や非違行為に係る関係生徒個人が識別され得るものであるとともに、非違行為に対する具体的な評価・判断及び同会議と

しての処分原案などが記載された審議記録を公にすると、本市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある、と判断したものである。

キ 「川崎市立学校教員長期派遣研修に係る発令伺い、研修命令書写し及び市総合教育センターへの研修依頼書(「研修について(依頼)」・「研修のお願い(依頼)」〔平成12年10月1日～平成16年3月31日分〕)中の不開示部分の理由について

研修命令を受けた者の氏名、職員番号、学校名(「川崎市立」及び校種を除く。)所属コード及び学校番号は、被処分者個人が識別され得ると判断したものである。

ク 「研修報告(日誌)」中の不開示部分の理由について

学校名及び氏名は、被処分者個人を識別するものであり、児童生徒のイニシャルは、特定の不登校児童生徒個人が識別されるものであること。

報告内容は、多くの部分に、特定の不登校児童生徒の言動等が記録されていることから、特定の不登校児童生徒個人が識別されること、及び個人を識別できない場合であっても、公にすることにより、なお不登校児童生徒の権利利益を害するおそれがある、と判断したものである。

(3) 本件申立てに係る諮問や処分理由説明書の提出手続について

異議申立人は、本件申立てに係る諮問や処分理由説明書の提出手続が適正に行われたものではないと主張しているが、実施機関としては、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)の規定に基づき、適正な手続を経たものである。

(4) 公益性により個人識別情報を開示することについて

条例第8条第1号「ただし書きイ」による「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることにより開示する必要性は、公益性に基づいた比較衡量の上で判断すべきであり、本件のような重大な学校事故は、再発防止に全力を挙げて取り組むべきもので、学校の努力や教育委員会の指導のほか、事故発生に係る情報の公表などは実効的な施策として効果的な手法であることを否定するものではない。

しかしながら、公文書開示請求の手続きにより開示するにあたって、被害を受けた生徒や保護者など関係者等の個人識別情報に関して、手厚く保護されるべき特定の個人の正当な権利利益に優越する客観的な理由はなく、公にすることを必要とする公益性はないと判断したものである。

開示する場合の利益と不開示とした場合の利益を比較衡量することについては、事故原因の分析や防止策の究明など、学校の責任や行政の説明責任は重要な課題ではあるが、個人のプライバシーを侵害することが許容される公益性とは、現に発生しているか、又は将来発生することが確実である危害や影響から人の生命・健康、市民の生活・財産などを保護する必要がある場合に認められるものであり、個人の権利利益を可能な限り尊重した上で、慎重な配慮が求められるものであると考える。

5 審査会の判断

(1) 条例第8条第1号の「個人識別情報」性について

条例第8条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするとともに、その例外をなす「不開示情報」の要件を第1号から第6号で定めている。情報公開条例に基づく開示請求に関しては、開示を求められている情報が条例が定める「不開示情報」の要件に該当するか否かを、個別的、具体的に検討することが必要である。当該情報が単に個人識別情報であるというだけで、「不開示」処分が正当化されるわけではない。当該情報を「不開示」とする処分をした実施機関側には、その根拠・理由を具体的に示す責任がある。以下、本件における実施機関側の「不開示」理由の十分さについて、検討することとする。

「特定の個人を識別することのできる」情報について

本件申立てに対して実施機関が不開示の理由として第一に挙げているのは、条例第8条第1号にいう「個人識別情報」性である。

第8条第1号は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」を「不開示情報」とすることによって個人識別情報を保護しようとする。

「氏名、生年月日」が「個人識別情報」であることは、条文上明らかである。解釈上問題となるのは、氏名と生年月日以外の「その他の記述等」の具体的内容である。

本市の公文書公開審査会は、教育委員会の「体罰報告書」等に関する諮問第92号答申(平成15年11月28日)において、学校名、学校長名、学校長印の印影、加害教員の職名、年齢及び性別、関係職員の職名、発生場所欄の記載事項並びに被害児童・生徒の学年、性別及び親族の表示を行うように求めている。諮問第92号答申は、「個人識別情報及び関連情報を独立一体として非公開とすることは、非公開の範囲を極めて広範なものとし、旧条例第7条第2項が『可能な限り区分して』一部公開を積極的に推し進めるべきであるとした趣旨」からして、「区分された情報の『有意性』にも基づいて開示・不開示が検討されるべきである」と指摘している(諮問第92号答申5頁)。教育委員会は、諮問第92号答申にほぼ沿う形で、原処分よりも開示部分を増やす変更をした上で、一部開示処分を行った。

諮問第92号答申で示された見解は、新条例においても基本的に妥当する。体罰事件と本件のクラブ活動における死亡事故とで、「個人識別情報」の性質が異なるものではない。したがって、本件においても、実施機関によって「不開示」とされた学校名、学校長名、学校印の印影、事故発生当時の日時・曜日・場所、被処分者の担当教科・学年及び勤続年数という情報自体によって、特定の個人を識別することはできない。したがって、この点に関する実施機関の主張は失当である。

他方で、「個人識別情報」である「氏名」が、どのような場合でも不開示とされるわけではないことに注意が必要である。個人情報保護の趣旨・目的を見誤った個人情報保護の過度の拡大現象は、公的任務あるいは活動に関する情報公開の趣旨・目的を過

度に損なう可能性がある。この点で、自ら同意して務める講演会講師等の「氏名」を不開示とする必要はない。したがって、「『熱中症』研修講話のお知らせ及び資料」、「平成13年度健康教育講演会」及び「平成15年度心肺蘇生法の実習について」における講師や資料提供者の氏名は、公開すべきである。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報について

さらに、実施機関は、例えば、「教師の氏名は、新聞報道等によって何らかの予備的な情報を持ちうる立場にある者が開示請求をした場合に、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがある」ことを不開示処分の理由として挙げている。この主張は、条文上「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」という文言の解釈に係る。

実施機関は「新聞報道等によって何らかの予備的な情報を持ちうる立場にある者」を基準としている。しかし、この点に関しては、すでに、前述した諮問第92号答申において、「当該事件につき特別の情報を持っている関係者以外の一般人を基準」とするよう求めており、この「一般人基準」は国の情報公開審査会答申でも採用されているものであることを述べている。さらに、この点に関して、長良川リンチ殺人事件最高裁判所判決（最二判平成15年3月14日）が参考になる。当該判決では、ある週刊誌が連続殺人事件を起こした刑事被告人（被上告人、犯行当時未成年者）について、実名と類似した仮名で報道した記事が少年法61条の推知報道の禁止規定に反するか否かが争われた。最高裁判所は、当該仮名によって本人が推知されるか否かについて、当該「記事等により、不特定多数の一般人がそのものを当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」であると述べた上で、当該記事により被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない、と判示している。

実施機関は、「当該事件につき特別な情報を有している関係者以外の一般人」、あるいは「不特定多数の一般人」を基準とせず、「新聞報道等によって何らかの予備的な情報を持ちうる立場にある者」を基準にしている。そのような者が「開示請求をした場合に、被災者を容易に識別することが可能になるおそれがある」ことは当然のことである。このような考え方が出てくる原因は、そもそも本件で不幸にして起こってしまった事故の重大性、換言すれば、「市の諸活動を市民に説明する義務を全う」するために、そして「公正かつ民主的な市政の発展に資する」(条例第1条)という、情報公開制度の目的を十分に理解していないところにあるように思われる。

(2) 条例第8条第1号「ただし書イ」について

さらに、実施機関は、「個人のプライバシーを侵害することが許容される公益性とは、現に発生しているか、又は将来発生することが確実である危害や影響から人の生命・健康、市民の生活・財産などを保護する必要がある場合に認められる」として、条例第8条第1号「ただし書きイ」に該当しない情報である、とも主張している。実施機関のこの「解釈」は、『情報公開ハンドブック』の条例第8条第1号イに関する「解釈・運用」にかかわる。そこでは、『人の生命、健康、生活又は財産』に現実被害が発生している

場合に限られず、これらの法益が侵害されるおそれがある場合を含みうる」(26頁)と解説されている。したがって、実施機関は、「これらの法益が侵害されるおそれがある場合」を「将来発生することが確実である危害や影響」と狭めて理解していることになる。

本件は、学校における正規の部活動中の死亡事故に関する情報である。本件の事故は、そもそも起きてはならない事故であり、二度と起こしてはならない。しかしながら、ヒューマン・エラーを全くなくすることはできない以上、残念ながら、このような不幸な事故がおきてしまう「おそれ」は常に存在する。この「おそれ」に鈍感であれば、再発防止対策は表面的で、場当たりのなものになりがちである。この「おそれ」に敏感であればあるほど、再発防止対策は根本的で実効的なものに行うことができる。再発防止のための対策が不十分である場合には、なお一層、将来「これらの法益が侵害されるおそれがある」。それは、いつ、誰の身に起こるか分からないものなので、本件の不幸な事故を再発させないために本件の事故に関する情報は、すべての市民にとって重大な関心事といえる。実施機関による第1号「ただし書イ」の解釈は、説得力のある根拠も示すことなく、その意味を不当に狭めるものといえる。当該事故に関する情報を市民が知ることには、そもそも情報公開条例の目的にかなうものといえる。

(3) 条例第8条第4号エについて

次に、実施機関が不開示処分にした理由として挙げるのは、条例第8条第4号エの、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」である。

一般に懲戒処分文書に記載された氏名及び処分理由は、まさに特定個人の非違行為が記載されたものであり、特定個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報である。また、懲戒処分文書記載の情報は職員の人事に関する情報であるが、職員人事には公平性、公正性、適正さが求められる。しかし、懲戒処分文書記載の情報が公開されると、処分に当たっての精確な事実認定がなされなくなるおそれがあり、一般論としては、人事行政に著しい支障を生ずるおそれのある情報に該当するということができる。その点で、実施機関が懲戒処分記載文書で学校名及び職員の氏名を不開示としたことは、本件処分当時の実務からすれば、失当であるとは言えない。

実施機関は、学校側関係者の職名を開示しているが、教育委員会関係者の職名を不開示としている。公務に携わる者の責任を明らかにすることからすると、学校側関係者と教育委員会関係者に違いはないのであって、この一貫性に欠ける措置は適切とは言いがたい。したがって、教育委員会関係者の職名も開示すべきである。また、処分内容の開示についても、開示している箇所と開示していない箇所とがあり、一貫性に欠ける。公務に関連して行われた処分内容は、開示すべきである。

(4) 「生徒災害事故発生報告書」における被災者の保護者の「認識」部分について

実施機関は、「生徒災害事故発生報告書」において「学校の認識」欄を原則開示としつつ、被災者の保護者の「認識」欄を「不開示」としている。実施機関は、その理由として、平成16年3月26日付けの「開示請求承諾通知書(部分開示)」の「別紙」では、「当該文書は被災者保護者から非公開を前提とした事情聴取によって得られた証言等を基に作成されており、仮に開示した場合には被聴取者との信頼関係が失われる事になる」こ

と等を挙げている。本審査会における実施機関に対する事情聴取の際にも、実施機関は同じことを述べていた。

しかし、被災者の保護者「認識」をインカメラで読むと、被災者の保護者が「非公開を前提として」事情聴取を受けたとは思えない内容であった。また、本件に関していえば、開示することによって実施機関と被聴取者との信頼関係が失われるとは思えなかった。なぜなら、被災者の保護者からの聴取内容は、そもそも、学校側に対する不信感が強く滲んだものであったからである。そこで、本審査会としては、実施機関にこの点についての再確認を求める照会を行った。実施機関からの「回答」(平成18年1月23日付け)は、保護者側から公表しないで欲しいという要望があったため、ということであった。しかし、前述したように、本件被災者の保護者が公表しないことを欲するとは思えない内容であったので、本審査会は実施機関の「回答」に納得することはできなかった。そこで、本審査会は、条例第26条第4項が定める調査権限に基づき、被災者の保護者の弁護士を通じて、被災者の保護者の意思確認を行った。それによると、被災者の保護者の「認識」を聴取された時に実施機関側から不開示を前提とした聴取であるという話もなかったし、また被災者の保護者の方から不開示を求めたこともない、ということであった。そして、本件被災者の保護者の意思は、被災者の保護者の「認識」も開示することを積極的に求めるものであった。実施機関も、最後には、本件の被災者の保護者からの事情聴取の際には非公開を前提とする事情聴取であることを言っていないし、保護者の方から非公開が求められたこともなかったことを認めた。

本件のような不幸な事故の再発防止の第一歩は、何よりもまず、本件事故の原因を究明することである。一方当事者の「認識」だけを開示するのでは、本件事故の原因を十分に究明することはできない。まして、学校側の「認識」と被災者の保護者の「認識」が食い違っているときには、両方を開示することが必要不可欠である。なぜなら、当事者の一方のみの「認識」を開示するのでは、その認識の正確性や措置の妥当性を検証することは不可能であるからである。したがって、事故の状況及び原因を検証するためにも、全部不開示とされている被災者の保護者の「認識」の部分を開示することが必要である。「特定の個人を識別することのできる」情報を除いて、被災者の保護者の「認識」を開示すべきである。

なお、被災者の保護者の「認識」の不開示に関連して、実施機関が本審査会に対して虚偽の事実を述べていたことは、許しがたいことである。それは、本審査会に対する侮辱的行為であるばかりでなく、実施機関が本件事故の重大性や問題性を、並びに情報公開の目的及び意義を認識していないことを示している。

(5) 教育委員会内部での権限問題

なお、本件申立てに係る諮問や処分理由説明書の提出手続が適正に行われたものではないとする異議申立人のいう主張についてであるが、本件申立てに係る手続は規則に基づいて処理されており、申立人の主張するような特別の事情は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗

[別表]

開 示 す べ き 情 報 の 一 覧

対 象 文 書 名	開 示 す べ き 情 報 の 内 容	
「生徒災害事故発生報告書」	発生日・曜日・時刻、発生場所 被災者の性別及び学年 学校名、学校長名、学校印の印影 「認識」欄における日にち 被災者の保護者の「認識」部分を、個人名やイニシヤル及び病院名を除いて、そして16頁最初の3行を除いて、開示。	
「保護者への通知文」(平成12年9月1日付け)	学校名及び校長名	
「ほけんだより」(平成12年11月13日)	学校名	
『熱中症』研修講話のお知らせ及び資料」(平成13年5月9日他)	学校名及び校長名 研修講話の講師名	
「ほけんだより」(平成13年5月22日)	学校名	
「平成13年度健康教育講演会」(平成13年7月5日)	講演会講師名	
「ほけんだより」(平成13年7月12日及び同年7月19日発行)	学校名	
「平成15年度心肺蘇生法の実習について」(平成15年6月18日発行)及び資料	学校名 資料提供者の氏名	
「ほけんだより」(平成15年6月26日発行)	学校名	
「教育委員会平成13年3月26日臨時会会議録」及び添付資料	議案第73号 「人事について」	3頁：担当教科、担当学年 4頁：担当教科
	添付資料 議案第73号 「人事について」	被処分者の職名
「研修会資料」(平成12年8月31日)	学校名	
「事情聴取調書」	学校名	
「市立学校教職員服務審査会議文書」	「審議議題」における学校名 「(2)処分案について」における職名	
「川崎市立学校教員長期派遣研修に係る発令伺い」	学校名(ただし、異動先の学校名は除く。)	

対 象 文 書 名	開 示 す べ き 情 報 の 内 容
「研修命令書写し」	欄外にある学校名（ただし、異動先の学校名は除く。）
「市総合教育センターへの研修依頼書」（「研修について（依頼）」、「研修のお願い（依頼）」（平成12年10月1日から平成16年3月31日分）	平成12年9月28日付け文書のみ、学校名